

総 務 企 画 委 員 会 記 録
＜ 第 4 号 ＞

平成21年第6回沖縄県議会（11月定例会）

平成21年12月14日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

総務企画委員会記録<第4号>

開会の日時

年月日 平成21年12月14日 月曜日
開 会 午前10時2分
散 会 午後1時36分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 甲第1号議案 平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）
- 2 乙第3号議案 沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 乙第4号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 4 乙第5号議案 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 5 乙第6号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 6 乙第7号議案 沖縄県地上デジタル放送受信者支援基金条例
- 7 乙第11号議案 県が管理する所有者不明土地に係る増改築許可申立事件の和解について
- 8 乙第13号議案 指定管理者の指定について
- 9 乙第21号議案 当せん金付証票の発売について
- 10 乙第25号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について
- 11 陳情平成20年第44号から同第49号まで、同第52号、同第54号、同第58号、同第60号、同第65号、同第76号、同第83号、同第85号から同第87号まで、同第91号、同第96号、同第101号、同第108号、同第127号、同第144号、同第150号、同第165号、同第175号、同第190号、同第191号、同第196号、同

第200号、陳情第15号、第19号、第38号、第58号、第59号、第66号、第69号、第88号、第91号の2、第100号、第103号、第104号、第110号、第111号、第120号、第122号、第128号、第143号、第144号、第147号、第156号、第171号、第174号、第175号、第198号、第201号及び第202号

12 閉会中継続審査・調査について

出席委員

委員長	當間盛夫君
副委員長	山内末子さん
委員	島袋大君
委員	吉元義彦君
委員	照屋守之君
委員	浦崎唯昭君
委員	崎山嗣幸君
委員	新里米吉君
委員	前田政明君
委員	金城勉君
委員	新垣清涼君
委員	玉城義和君

委員外議員 なし

欠席委員

糸洲朝則君

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	上原良幸君
基地防災統括監	平良宗秀君
基地対策課長	又吉進君

企 画 部 長 川 上 好 久 君
企 画 調 整 統 括 監 平 良 敏 昭 君
警 察 本 部 交 通 部 長 當 銘 健 徳 君

○當間盛夫委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

甲第1号議案、乙第3号議案から乙第7号議案まで、乙第11号議案、乙第13号議案、乙第21号議案及び乙第25号議案の10件、陳情平成20年第44号外55件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、企画部長、警察本部交通部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第7号議案沖縄県地上デジタル放送受信者支援基金条例について審査を行います。

ただいまの議案について、企画部長の説明を求めます。

川上好久企画部長。

○川上好久企画部長 それでは、企画部所管の条例案件について御説明いたします。

お手元の議案書、59ページをお開きください。

乙第7号議案沖縄県地上デジタル放送受信者支援基金条例につきましては、2011年7月24日に完全移行する地上デジタル放送について、県内における受信に必要な設備の早期の普及を図るため、地上デジタル放送受信者支援事業の財源として、地方自治法第241条第1項の規定に基づき基金を設置し、その積み立て、管理及び処分等に関し必要な事項を定めるものであります。

基金の積み立については、沖縄振興特別調整費を活用して、今年度は約3億3000万円を予定しております。

本基金条例は、公布の日から施行し、平成24年3月31日限りでその効力を失うことになっております。

以上、乙第7号議案について御説明しました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○當間盛夫委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより、乙第7号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

金城勉委員。

○金城勉委員 現状の進捗状況はどうか。この地上デジタルテレビ放送受信機の導入の状況は。

○川上好久企画部長 地上デジタルテレビ放送受信機の普及率ですけれども、平成21年5月の発表では沖縄県での普及率は37.1パーセント、全国最下位でございました。全国平均が60.7パーセント。つい最近の11月の発表では55.3パーセントということで全国46位。47位が岩手県で、ほぼ同じような、同率の数字ですけれども、全国平均が69.5パーセントという形になっております。

○金城勉委員 この基金の適用の基準というか、いわゆる低所得者に対する受信機器の助成ですよね。その辺の適用基準とか考え方はどうですか。

○川上好久企画部長 県内における地上デジタルテレビ放送の受信に必要な設備の普及を早期に図る必要があると。5月の時点ではかなり低かったということもございまして、また現在でも最下位に近い状況であるわけですけれども、そういう状況の中で普及の促進を図らなければいけないということで、考え方としては、沖縄県が低いのはどういうことが原因かということ进行分析したところ、まず県民所得が低いと、この低い層が多いということが1つです。

それからまた離島が多いということがございまして、普及促進を図るために普及宣伝をやっておりますけれども、それに合わせて今回の場合は基金を積み立てて、住民税の非課税世帯に対して購入費用の支援をやるということが1点目です。

それからまた離島の場合はその非課税世帯について、さらにテレビのリサイクル等に係る費用として、これはやはり離島ということで負担が大きいということで、この部分を支援をしようということになっております。ちなみに購入費の支援については上限1万2000円、そしてリサイクル等に係る費用としての支援として3000円という形でやってございます。

○金城勉委員 先ほど3億3000万円という数字が出されましたけれども、これは世帯数にしてどのぐらい対象になりますか。

○川上好久企画部長 現在、予定しているのが6万世帯、その住民税非課税世

帯で対象となるのが6万世帯と。ちなみにこの住民税非課税世帯を現時点で調査をしたところ、21万1000世帯ございます。その中で14万4000世帯は、これ実は生活保護とかそういう対象については全国一律で総務省が支援することになっています。その分を外して、また既に地上デジタルテレビ放送受信機を購入された方々を外しますと、おおむね6万世帯ぐらいが対象になろうかと試算をしております。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第7号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

次に、企画部関係の陳情平成20年第44号外32件の審査を行います。

陳情平成20年第150号を除く陳情32件について、企画部長の説明を求めます。

継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

なお、陳情平成20年第150号につきましては、知事公室と共管になっておりますので、知事公室関係の陳情審査のときに一括して説明を求め、審査を行いますので、御協力をお願いいたします。

川上好久企画部長。

○**川上好久企画部長** 企画部に関する請願及び陳情案件につきまして、お手元の総務企画委員会請願及び陳情に対する説明資料により、処理方針を御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、目次の1ページから4ページにかけまして、陳情の一覧表がございます。

企画部関係の陳情につきましては、継続の陳情31件、新規が2件となっております。継続審議になっている陳情については、前回の処理方針に大幅な変更はございませんので説明を省略いたします。

それでは、新規の陳情について、御説明いたします。

32ページをお開きください。

永住外国人への地方参政権付与を日本政府に求める意見書を採択しないよう求める陳情第201号について御説明いたします。

永住外国人への地方参政権付与につきましては、国民の間でもさまざまな議論や意見が出ていることは承知しており、地方自治のあり方にも影響を及ぼす大変重要な事柄であると考えます。

したがいまして、県としましては、国会において活発かつ多角的に論議が展開されますことを期待し、その動向を見守ってまいりたいと考えております。

続きまして、33ページをお開きください。

レンタカーの台数規制のための県条例制定等に関する陳情第202号について御説明いたします。

1番の県条例の制定についてですが、レンタカー事業は、道路運送法上の一定の基準を満たせば営業許可が受けられることから、県においてレンタカーの台数規制を行うための条例を制定することは困難であります。

タクシー、バス、レンタカー等は、県民生活や観光振興に必要不可欠であり、各交通機関がそれぞれの特性を生かした多様なサービスの提供と差別化によって、活性化が図られるものと認識しております。

次に2番の協議会の設置についてですが、レンタカーの台数規制は困難であることから、協議会の設置については、関係交通機関の意向を踏まえ、設置の必要性について、陸上交通の許認可権を有する沖縄総合事務局と連携し検討してまいります。

以上で、企画部に関する陳情案件の処理方針の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當間盛夫委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

前田政明委員。

○前田政明委員 陳情第202号ですがレンタカー台数規制、これは現在のタク

シーの台数とレンタカーの台数のまず実数からお伺いします。

○川上好久企画部長 まずレンタカー台数でございますけれども、平成21年3月現在で合計2万303台となっております。

次に、同じくタクシーですけれども、これは平成20年3月末の時点の車両数ということになってございますけれども、5732台となっております。

○前田政明委員 このレンタカーの5年分ぐらいの増減はすぐに出ますか。ふえぐあい。

○川上好久企画部長 過去数年の推移を見てまいりますと、平成16年3月時点で1万1895台です。平成19年の3月時点で2万1459台。これがピークでございますけれども、それから先ほど申し上げました平成21年3月で2万303台という形になっております。

○前田政明委員 このレンタカー会社というのは何社ぐらいあるのですか。

○川上好久企画部長 平成21年3月時点で、313事業者となっております。

○前田政明委員 大手といたしますか、そういうのは何社ぐらいあるのですか。大きいところは。

○川上好久企画部長 大手かどうかというのは選別しきれないですけれども、本土事業者という形で整理しますと14事業者ございます。

○前田政明委員 その台数は。

○川上好久企画部長 この数字は掌握しておりません。

○前田政明委員 規制緩和でタクシーの台数がふえて、本当に高卒者の皆さんよりも実質的な賃金が少なくて、本当に10万円以下というのですか。そういう面ではもう暮らせないと。タクシーに乗っても年金受給者の年配の方が多いですよね。そういう面で個人タクシーその他の皆さんもそうですけれど、やはりこのレンタカー規制は何とかならないのかなというのが非常に切実な、ところがさっき言ったように観光の立場から言うと、カーナビが入ってもう自由にあ

っちこっち行けるというメリットもあるということでの、その兼ね合いだと思えるのですけれども、いずれにしろ、このレンタカーとの関係でタクシー業界、タクシー労働者含めて、かなりの影響を受けているというのは大変深刻な問題です。そのところの認識をまず。

○川上好久企画部長 現状だけを少し追って申し上げますと、タクシーについても確かに規制緩和で非常にふえていると、そういう意味では、需要に対する供給が多いという状況になっているという認識がございます。そのことに対しては、これは法律で一定の規制がかぶせるような形で沖縄県、指定地域として指定されたことの動きからも察せられる部分があると思います。

一方、またレンタカーにつきましては、前田委員が言われるように、観光立県として、やはりそういうものの必要性がございますし、また法律でそれを規制するということが基本的にできないという状況でございます。

○前田政明委員 これはよく聞くのは本土大手の自動車メーカー、それで大体レンタカー出して、それで扱うと次また中古車に出るのですか。こういう一貫した自動車産業、大手のリサイクルではないのだけれども、そういう形での非常に大きい流れがありますよね。そういう流れの中で、しかし実質的にはこのまま今の、そういうことなのですお聞きしたいのは、今の現状の訴えからして、このままで推移するならば、どういう事態になるのかというのは、皆さんの認識としてはどのようなものですか。

○川上好久企画部長 これはなかなか難しい問題だと思います。その理由の1つは、民間における経済活動というものの現象として出て来ているということもございます。あと、そうは言いながらもやはり今前田委員が言われるように、タクシー業界はなかなか厳しいという話を認識をしております、これの所管は国であるわけですけれども、沖縄総合事務局、そこではタクシーについては需給調整を若干意識したような形の法律の制定とか、そういうのも進んでおります、その対応が一たん図られている、その分については図られて来ていると認識はしております。

○前田政明委員 レンタカーの営業する手続というのは、だれでもできるわけですか。

○川上好久企画部長 レンタカー事業を営む場合には道路運送法上の許可を受

ける必要があるということをございますけれども、一定の基準を満たしていれば個人でも許可が受けられる、登録台数について制限はない。したがってまして営業許可は車両台数が1台でも営業許可を受けられる。そしてまた車両数が10台以上の場合には整備管理者を選任しなければならないという、そういう形になっております。

○前田政明委員 これも規制緩和の影響はわかりませんか。

○川上好久企画部長 このことについては承知をしておりません。

○前田政明委員 いずれにしろ、本当に両面あると思うのですよ。そういう面では、ここにある交通機関との共存共栄を図る役割分担を含めての、この行政が入った協議会といいますか、それは非常に切実ではないかなと、弱肉強食で整理淘汰されてくると大変だなと。それと、かなり大手のさっき14社でしたか、後で資料を出してほしいんですけども、そういう面では、レンタカー業界の中でも整理淘汰というんですか、ホテルパックで非常に安いレンタカーもありますよね。そういう面では、いろいろ問題あると思いますけれども、いずれにしろこれは勉強させていただきたいと思ますし、非常に切実な問題だと思いますし、かなり難しい問題であるけれども、放置できない問題ではないかなと思ますし、やはりそういうタクシー労働者の本当にぎりぎりの生活もできないような状況を打破するためには、あらゆる方向から検討していく必要があるし、このレンタカーの問題についてもぜひ話し合いというか、どうあるべきかということは、十分に議論する必要性はありますよね。

○川上好久企画部長 今タクシー業界の厳しい状況については承知をしておりまして、これについてはやはり何らかの対応というものが必要なのだろうということはわかりますけれども、今言われるような形の協議会という形でやれるかどうかについては、これについては今の段階では何とも申し上げられないという感じがいたします。

そう申し上げますのは、実は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律—いわゆる独占禁止法を所管する沖縄総合事務局公正取引室に確認をしたところ、まず条例で台数を規制することは、これは自由競争というものを促進して、また私的独占を禁止する独占禁止法の趣旨にそぐわないという考え方が出されています。そしてまた事業者間または事業者団体で各事業者ごとの台数について調整することになった場合には、その事業者または事業者団体が独占禁止

法違反に問われる可能性もあり得ると、その辺の法律的な問題もあるということも踏まえながら、やはり考えていかなければいけない問題なのかなと思います。

○前田政明委員 非常に規制緩和というか自由競争という形で、結局大手がどんどん実質的には、わかりませんが後で資料をいただきたいんですけども、地元の中小のレンタカーのところも、いろんなホテルパックとかいろんな形でセットされている流れの中では、非常に淘汰されていくのではないかなと、そういう面では結局大手の自動車産業を中心とした系列が、やはり市場を占めてしまうのではないかなという、そういうのも危惧されますけれども、いずれにしろ、これは協議会とかそういうことではなくても、やはりこの問題については切実な問題だと思いますので、ぜひ何らかの形で、県が実態をもう少し掌握しながら、この問題について対応していくことが必要だと思いますので、あと委員長、先ほどの資料を、レンタカー会社の実態、そういうことのわかる資料をぜひ提出していただきたいということで、取り計らいをお願いしてここで終わります。

○當間盛夫委員長 わかりました。後ほど、調整をしながら資料を出させてもらいたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 今のレンタカーの問題ですけれども、これは月によっても登録台数は違ってくるのですか。ピーク月というのは、一番高い時で説明してもらえませんか。

○川上好久企画部長 確かにレンタカーは月によって増減がございます。平成20年度の動きを見てまいりますと、7月から9月の夏場の時期がふえてきているという状況であります。

○玉城義和委員 ピークで登録台数は幾らになってますか。

○川上好久企画部長 登録台数という形では持ってないので、自動車税の課税件数という形の動きを少し追っかけてみますと、平成20年度の動きで見ますと、一番多いのが平成20年7月で1万8597台となっております。一番

低い月が4月で1万5331台という形になっております。

○玉城義和委員 実際、実数とかなり差があると思いますね。数年前に既に7月、8月の登録台数が2万台を突破しているので、恐らく近年、平成20年くらいにはもう少し、あと数千台は上回るのではないかと思います。今のホテルパックの話ですが、大体平均使用料金というのは幾らぐらいになってますか。レンタカーの平均使用料金。

○川上好久企画部長 これは掌握をしておりません。

○玉城義和委員 恐らくレンタカー問題というのは、沖縄の観光構造が団体の団体旅行から個人旅行にシフトをしてきているということに原因があるわけですよ。そういう意味で言えば、私自身は、レンタカーの増加というのと、必然的にカーナビということですが、カーナビが普及をしてレンタカーがふえたということは、ある面で沖縄観光に革命が起こったような、そういう活気的なことをもたらしているのですよ。つまり従来のこの大きな焦点というか、観光向けの企業側から全く個人の、県民がやり方によっては、県民全体が観光産業から利益を受けられるような、そういう状況になってきたという意味では、決定的なことなので、そういう意味ではレンタカーの規制を私は基本的にすべきではないという考え方なのですが、要するに、今言っても難しい問題も当然ありますけれども、そこをどうするかという問題ですが、例えば今聞きたいのは、そのレンタカーが多分ホテルパックと一緒にあって、3000円から4000円ぐらいですよ、大体。それと例えばタクシーを1日借りたときに幾らかかるかというものの、そういう比較をどうするかという問題と、あとタクシー業界を含めて、今のレンタカーのような役割をタクシー会社が何らかの形でできるのかというところだと思うのです。交通事故もふえてますし、レンタカーの事故非常にふえているので、できれば運転手がいてレンタカーというか、タクシーだろうと思うのですが、いかんせん料金が違うわけです。多分タクシーだと幾らかかるのですか、1日借りていると。

○川上好久企画部長 これについても掌握しておりません。

○玉城義和委員 私もよくわかりませんが、多分1万数千円はかかるのだらうと思います。そうするとレンタカーの料金と格段の差があるので、その辺のところでもどうしてもこれは、客からすれば安いところに流れていくので、それで

また自由に行けるといふところもあって、カーナビもついている。ということで国頭村の山の中であろうが、本部町の山の中であろうが、どこでも来るのですよ。最近特に本部町とか国頭村とか沖縄本島北部地域あたりで、レストランだとかコーヒーショップだとか、そういういろんなお店に来ているのはほとんどレンタカーなのです。これはそういう意味で非常に、地域の観光産業というか観光から受けるメリットが均等に均一に受けられるという意味では、大変大きな意味を持っているわけです。ただ問題は、私ども国道58号を北上すると、例えば特定の時間になると、恩納村の屋嘉なんか物すごい交通混雑をするわけです。それで我々もゆっくり走るわけですから、10台のうち何台はわ印かと計算すると多いときには4台ぐらいわ印なのです。要するに交通混雑を、非常に交通渋滞をしている原因の大きなものが間違いなくレンタカーなのです。ほとんど5時、6時ごろホテルに帰ってくる時間になるとほとんど動かない。500メートルから1キロメートル近く渋滞するという、そういうデメリットも間違いなくあるわけです。だから観光政策全体としてどう考えるかという、そのところの基本を据えないと、なかなか難しい問題があるのではないかと思うのですが、観光を所管のどこか、観光商工部いますか。その辺はどう考えているのか。では企画部長からどうぞ。

○川上好久企画部長 レンタカーの最近供給がふえて、そのメリット、デメリットというものがあると思います。特に観光行政という観点、観光面でいうのであれば、沖縄はやはりこの間の観光客の増大、それからまた観光という新しいニーズというものの展開というもので、レンタカーとの非常に大きなツールとして役立ってきているというようなことは実感をしております。

今言われたように、普通の観光バスで行かないところに、レンタカーでは観光案内をみずからもっていくことによって、すごい田舎の地域にも観光客が足を運ぶ、そこに一つの経済的な利益を及ぼすという意味ではそのとおりだと思います。

一方ではまた、そのことが交通のこの需要量を超えて、許容量を超えてレンタカーというものが交通渋滞の原因になっているかどうかと、そのところも議論はあるわけですが、ここは確かにわナンバーも多いように感じはするわけですが、具体的にどの程度どういう影響を及ぼしているのか、今のところ細かい分析をされてないので何とも申し上げられないのですが、ただ沖縄県というのはやはり経済というものが何で支えられているかということを考えて見たときに、観光というのはやはり重要な産業でありますし、それは両立できるような形で検討をやはりしていかなければいけないテーマだ

と思います。

○玉城義和委員 タクシーの料金というのは、これは一律に決められるものでもないわけですよ。各社によってそれぞれいいわけですよ。料金設定の仕方というのはね。

○川上好久企画部長 基本的には運賃料金の認可の基準というのがございまして、これは適正な原価に適正な利潤を加えたものという表示になっております。

○玉城義和委員 聞いているのは、要するにタクシーの料金の設定というのは各社に任されているということでもいいのですか。統一的、県単位ではないと。

○川上好久企画部長 基本的な考え方、認可の基準は今申し上げたとおりで、それを各社が提示をして所管省庁が認可をするということでございます。

○玉城義和委員 上限についてはあるかもしれませんよ。下げるというか下を落としていく分にはそれは企業努力というか、いいわけですよ。そうだとすると今のような、レンタカーは非常に便利でそこに移っていくという流れみたいなものを法的に規制することはできないと、すべきではないと思いますが、そうだとすれば、今のタクシーとレンタカーの共存をどうするかということにかかるわけですよ。ぜひそういう意味では、その協議会は現段階では何とも申し上げられないと、こういう話ですが、そうではなくして、やはり一緒に入れることによって、タクシーの持っている機能、これで差別化するという要望があるのですが、そういうことだと思うのです。差別化することによって、やはり、タクシーのほうは多少値段があっても快適であるとか、あるいはよく地理がわかるとかそういうことがあるのであれば、私はレンタカーから乗り移る手も可能だと思うのです。そういう意味でこの協議会をきちんとつくってもらって。知恵を出して、どうすればうまくいけるかということは、これは早急にやる必要があるのではないかと思うのです。どうでしょうか。

○川上好久企画部長 今言われる問題意識もよく承知をしております。承知というか理解をしているわけですがけれども、協議会を設置するに当たっては、その協議会の中で台数の規制をすることというのは、基本的にはそういう話し合いはできないということがございます。ただ協議会そのものを設置するに当たってはそういう話はないにしろ、参加する団体の意向とか、それからまた何

を協議をするのかという整理が必要かと思います。そういう意味では必要性とかも含めて、それを管理監督する国一沖縄総合事務局、そこがやはり中心になって検討しなければいけない話なのかなと思います。

○玉城義和委員 これで終わりますけれども、例えば、業界の努力というか、大分県の湯布院などに行ってみると、ハイヤーではないのだけれども、タクシーなのだけれど、黒いハイヤー並の非常にきれいなタクシーがずっと並んでいて、個人タクシーも上の個人が非常に小さくて、見るからにハイヤーに見えるような、そういう非常に努力というか、服装も含めて、そういう意味でのことをどうするかとか、そういう意味で協議会というのは必要だと言っているわけで、だから相手を規制して何かするのではなくして、こう上げるような、お互いに上げていくような、そういうところをやはり協議会も含めてやれば知恵は出てくるのではないかと思うのです。だからそれをぜひ、そういう意味で、規制とか何とかではなくして、その辺を前向きにやっていただきたいということです。これはぜひ検討して実現をしていただきたいと思います。それからもう一つだけお聞きしますが、レンタカーの中での雇用効果、どれぐらいの雇用効果が今出ているのか、それは把握してますか。

○川上好久企画部長 これは今承知しておりません。

○玉城義和委員 前田委員のあれもありましたので、もう少しこの辺、月のピークの台数の把握だとか、雇用効果だとか県内と県外の会社の内訳とか、その辺もう少し細かく把握していただいて、次の委員会ででも聞かせてもらえませんか。よろしく。終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はございませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 レンタカーの規制なんですけれど、例えばハイヤータクシー、このレンタカーの利用がふえてきたということで、経営的な、数字的な影響、そういうものもある程度出ているのですか。どのぐらいの影響があるとか。

○川上好久企画部長 今の相関関係を示した整理ということはやってないわけですがけれども、先ほどの私が説明したレンタカーというのは、この2、3年で急激にふえているわけです。タクシー業界の厳しい状況というのは、それ以前

から実は始まっておりまして、その辺影響はないとは言えないと思うのですが、基本的にはタクシーはタクシーの部分での需給のバランスとか、その辺問題があるのかなと思います。

○照屋守之委員 タクシーは道路運送法、そういう法律がありますね。それとレンタカーを取り締まるような、レンタカーの根拠の法律、それは何ですか。

○川上好久企画部長 これは道路運送法です。レンタカーも一緒です。

○照屋守之委員 タクシー業界、前自由化になってどんどん台数をふやしていいですよということでやって、今既存の業者も非常に四苦八苦していて厳しい状況があって、今どうなっているか、今度はまた総量規制しているわけでしょう。この法律を今はふやせ、今は厳しいから今度はまた台数を100台あるところは10台とめなさいよと、今そういうことをやっているわけですよ。だからわけがわからない取り締まりですよ。取り締まりというのか、そういうタクシー業界はそういう形で今はふやします今は減らしなさいと言って、同じ法のもとにそれぞれの、そのときそのときの状況で管理者はやっているのに、レンタカーなんかこれはやっていないでしょう。これは非常にタクシー業界からするとおかしいのではないのかということになっていると思いますよ。どう思いますかこのやり方。

○川上好久企画部長 先ほど前田委員からのほうからも話はございましたけれども、レンタカーについては法律上、基本的には規制するのが困難だということが一応ございます。またタクシーにつきましてはこの間、規制緩和でふやしてきたわけですが、その状況が、地域的に非常に需給のバランスが悪くて厳しくなって業界が、経営状況の厳しくなるところについては、その地域の指定をしながら需給の調整をしてきた。そういう経緯があります。そこは法律上の違いもございまして、これをどうするという話はなかなか明確な御報告を、県として言える立場ではないのですけれども。

○照屋守之委員 県としてそういう要求をしないといけないのではないのですかと言いたいわけさ。一方ではそういう政権も含めて、国の政策で都合のいいようにやって、今は自由化ですよどんどんふやしていいですよとやって、厳しくなると今度はいやいやとんでもないよと、今度はまた稼働しないような形で締めつけするわけでしょう。タクシー業界はそういう形で国の政策によって右

往左往して、需要も非常に厳しい中でそうやっていくのに、こういうレンタカーは同じ法律のもとにやって、客がいようがいまいが、それぞれの観光とかそういう都合のいいような形でどんどんふやして行って、非常に厳しい状況をつくっていくという話になっているわけですよ、今。

東京から沖縄3泊4日とか2泊3日で2万9800円、全部レンタカーつきなのがやっているわけでしょう。これはそういう規制をしないから、レンタカーも単価どんどん落ちていくわけですよ。普通は通常は5000円ぐらいでおさまるものが3000円、2000円になったりするわけでしょう。ホテルの稼働率はどうなりますか。上がります。単価はどうなりますか。1泊5000円のが4000円、3000円ということになるわけでしょう。

そういう悪循環が起こるといことはわかりながら、それぞれの監督官庁は何だかんだ自分の都合のいいときだけ外せとか、取り締まりとかという話になっているわけですよ。

これは憲法の問題ではないけれど、やはりそれぞれの都道府県なりがしっかり実態を把握して、これはおかしいのではないかあなた方は、と言い切れないといけないわけですよ。レンタカーもそういう規制をしないといけないのではないのですか。これはバランスですよ。すべて自由ではないよ、需要も何でも。ある一定決まっているんだよ。この中でどうやってそれぞれが仲よく生きていくのということを、しっかり言わないといけないわけですよ。法律がどうのこうのと、法律でそういうふうに分めなさいよと言い切れないといけないわけですよ、決まっていなければよ。そうではないと、これ2万台も3万台もずっとふえ続けて行って、タクシー業界やはりそういうものの影響もあってということなんだけれども、それぞれの自助努力ではどうしようもない事態に来ているわけですよ今。そう思いませんか。どうですか。

○川上好久企画部長 今照屋委員の言われることも、これもやはりよく理解のお話だと思います。今県としてどうやるべきかという話は、例えばレンタカーについては観光行政とのかかわりもございますし、またタクシーの業界については、やはり県民の暮らしという全般の中で考えなければいけない話で、そのところはやはり、今大きな意味合いにおいて、我々はそれについて法律に権限はないわけですがけれども、やはり県としてどうあるべきかという議論は、やっていく必要はあると思います。

○照屋守之委員 ぜひお願いします。どう考えても今のタクシー業界がハイヤーも含めて、この法律のもとにいろいろ自由化とか規制を受けているというこ

のものと、今のレンタカーがここ数年新規にいろんな、全国的な状況ですよ。非常に便利になっていますよ。国民から県民から非常に上等、でもここは一方向的にそういう法律のもとに規制されいろいろやる。ここはずっとどうぞ御自由にといいことで自由競争をやって、こっちの中でも非常に熾烈な競争があるのですよ。レンタカーの中でも。だからこれはある程度、ここをするのだったら、ここも何とかやるべきなのではないですか。同じ法律のもとにやるべきではないですかという議論は、沖縄総合事務局にしっかり言って、この協議会をつくっていく中で、そこでやはりしっかり議論をしていって、県は条例をつくって、こういうふうな取り締まりでできません。これは法律的な問題なんだけれども、その法律は整備されるまでに、お互いレンタカーもハイヤーも含めて、行政含めてどういうふうに対応しましょうねという仕組みをつくるのがこの協議会なんでしょう。積極的に呼びかけてやってくださいよ。法律の問題も含めて。

○川上好久企画部長 協議会そのものについては先ほど申しあげましたように、やはり独占禁止法に抵触するようなテーマというものをこの中で議論するわけにはいかないというのが、沖縄総合事務局公正取引室の判断です。

ただ協議会そのものをつくること自体については、これは特に問題があるわけではなくて、ただそれをつくるには参加する団体の意向、そして何を議論するのか、そこのところを整理をして、所管をする沖縄総合事務局とも連携をしながらでないと、これはできないのであらうと思います。

○照屋守之委員 独占禁止法とか何かわけがわからん、今独占禁止法なんかこの世の中で機能しているかという話ですよ。全然機能していないよ。それぞれの都合のいいようにみんな動いているんだよ、実態は。幾ら法律がどうのこうのといっても、実態はどうなっていますかという話だよ、全部。全部都合のいいようにやっているのだよ。新聞の料金だって一緒なのでしょう。タクシー料金だって一緒ですよ。その辺本音は、形はそうさ、でも実態はどうなのかということに合わせないといけないわけですよ今は。そういうことも含めて協議会の中で、実態はこうですと何とかしていきましょうという形で、そういう仕組みの中で業界も一緒に入っていて、ぜひそういう仕組みをつくってくださいよ。お願いします。以上です。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○**崎山嗣幸委員** 一気にふえた要因なんですけど、先ほどカーナビの普及とかということもあったし、またホテルパックの経済的なこともあると思うけれども、従来ちゅうちょしていたというのか、観光客が、このレンタカーを使うのをちゅうちょしていた要因については、従来観光地の表示がないとか道路のアクセスが悪いとか、いっぱいいろんな要因があったと思うのだけれども、こういうことについては何ら問題なく、観光客の皆さんがみずから運転をして観光地に行けたり、あるいは道路のアクセスとかカーナビとかということの問題なくなったということで、2万台も多くなっているが、これからさらに道路のアクセスとか観光地の表示とか、いっぱいそういうのが整備されてくるときに、もっとふえていくということの予測なのかですね、そしてカーナビとか、そういうのが普及されなければ、知らないところに来て、簡単に運転して行けないということなのか、一気にふえた要因とか、あるいはこれからさらに、カーナビもさらに僕ら県内の人たちだってそういうのがないとなかなか行けないところありますよね。カーナビはほとんど使わないのだけれど、でも観光地の表示とか道路とか、そういった案内板とかがまだ不十分の中では行きにくい条件があるんだけれども、かえて本土の皆さんが、我々の知らないところに、今先ほどあったように行っている状況があるのだけれども、要因としてはこの辺なのですか。要するにちゅうちょしてみずから運転することができなかったけれども、今はやはりカーナビの普及とかホテルパックだとか、いろんなそういう要因でなっているのか、あるいはこれ以上、またさらに道路がよくなったり、観光地の表示をしたらもっとピークに、何万台もふえていくということなんですか。予測は。

○**川上好久企画部長** この要因までは細かく分析はしてないのですけれども、恐らくいろんな要素が組み合わさっているだろうと思います。1つはやはりボリューム的に、観光客がやはりふえてきた、この20年間で2倍になったわけですが、この10年間でも150万人くらいふえてきている。それともう一つは、今少しカーナビというものの性能とか、そしてまた企業の販売戦略とか、そういうものもあろうかと思います。また沖縄の観光のリピーター率が7割という中で、定型的なものからより個人の嗜好に合わせた観光というものが求められる、そういうものがあるかもしれません。いずれにしてもここは観光商工部のほうで、細かくまた分析をされることになろうかと思いますけれども、今のこのふえた分については、確たるというものは、今企画部のほうでは制定してございません。

○**崎山嗣幸委員** 我々が他都道府県に行くときに、レンタカーを使うときに一番の不安は安全に目的地に行けるかですよ。こういうことがなければ、なかなか利用しないですよ。だからそういったことが、今言われている沖縄の中において、今言われているカーナビとか道路の事情とか交通事故とか、そういったことがやはり沖縄の中で安心してというのか、スムーズにというのか、いつていることなのか、交通事故がどれくらいかわからないですが、わからないでというのか、今言っているそういう旅行者からの条件の中で入ってきているのか、そういったことの条件の中では、問題というのか交通事故の発生とか、不安なくたまたまシステム上起きているのか、どうなんですか、この異常は。

○**川上好久企画部長** 今のお話は交通事故の話かと思えますけれども、交通事故もやはりレンタカーの数がふえるとふえてくるという状況になっております。これは全体としてどう見るべきかというのがわかりにくいんですけども、平成7年度は交通事故というのは、レンタカーの関係は25件だったという統計資料がございます。これは平成19年では214件とふえてということで、そこはやはりふえることによるデメリットの部分ということは、当然出てきているということはあるかと思えます。

○**崎山嗣幸委員** いずれにしてもそこら辺、別の段階で、レンタカーが前を走るときに、道路事情をわからないから危険性を感じる時はあるのですけれども、そこら辺も含めてこれから予測が、もっと条件をクリアされていったら2万台どころか、もっとふえてくるのではないかなと懸念されているので、いろんな分析は私は必要かなと思えます。終わります。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
浦崎唯昭委員。

○**浦崎唯昭委員** 照屋委員と少し関連するかもしれませんが、条例制定について業界は条例を制定することを、皆さんは困難でありますと書いてありますけれども、条例は各県においても、それを踏まえてでも独自の条例というのはつukれないのですかね。いわゆる地域主権と言われる中で、沖縄県は条例は制定できない、困難でありますというから、大変難しい問題であるけれども、この時代そういうのは研究に値するのではないかと思うのですけれども。

○**川上好久企画部長** このレンタカーの営業許可の話を、先ほど質疑の中でご

ございましたけれども、条件というものを満たせば営業できるような形になっているわけです。それを越えるような形の条例、法律を超えるような条例ができるかということ、そこのところは難しいのかなと思います。

○浦崎唯昭委員 その辺が先ほど照屋委員も言っておりましたけれども、国のそういう制度も、ある意味では大きな意味で考えるときに、沖縄独自の条例として困難であると片づけるのではなくして、もう少し検討する研究するということの処理方針であってもいいのではないのかという感じがするんですが。

○川上好久企画部長 規制をする条例という話になると、恐らくそういう書き方にならざるを得ないと思うんですけども、このレンタカーというものをどうするかというのは、いろんな工夫はあろうかと思います。それは条例でやるやらないの話ではなくて、先ほど協議会の話もありましたけれども、協議会もまた沖縄総合事務局公正取引室からそういうようなことも言われて、なかなか難しいですけれども、そこに一つ何らかの課題があるとすれば、それに対する対応の仕方というのは工夫をして、やっていくべきだろうし、そういう議論の場はないといけないのかなということはあると思います。

○浦崎唯昭委員 少し難しいものもあるかもしれませんが、真っ向から困難でありますではなくて、もう少し今のような角度から検討することもできるのではないのかなということを思っています。

いずれにしても、私たちもよくタクシーを利用するのですけれども、大変な状況ですよ。10万円もない給料で、以前は夜勤をすると少しはよかったみたいです。夜勤も大分給料も少ないようで、生活を維持するのは大変だということですので、困難ではなくして、何とか工夫をして、できれば御努力をお願いしたいと思います。

○川上好久企画部長 今の規制をする条例という話に関しては、そういうことでお答えをしましたけれども、やはり県民生活というものの中でトータルとして、そういうものの課題があるというのであれば、それはやはりいろんなやり方、工夫の中で関係部局ともやはり勉強をしながら、検討すべきものはやはり検討していくという考え方がないといけないと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 話を聞けば聞くほど難しい話になってくるものだから困っているのですが、協議会という名称ではなくて何らかの意見交換会とか懇談会とかということで、そこに法的規制を加えないという形であれば、お互いの信頼関係に基づき、やや規制に近い形の話し合いをする場みたいな場合でも私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律―独占禁止法に違反するのかどうかですね、そういう工夫というのは可能なのですか。

○川上好久企画部長 協議会そのものを設置すること自体に無理がある話ではなくて、そこでまず参加をする意思、どの団体が参加をするという意味があるかどうかという問題と、それから何を話し合うかというものを整理をしていく、そういうことなんだろうと思います。

○新里米吉委員 ということは、協議会設置そのものが独占禁止法に抵触するかどうかではなくて中身の問題だと。それとみんなが参加してくれるかということであるわけですね。

○川上好久企画部長 そのとおりです。

○新里米吉委員 そうであれば、やはり何らかのそういう努力というのも沖縄総合事務局も含めて、県も含めてやる必要があるのではないかという気がするのですよ。私も運転免許がないですから、結構タクシーや公共交通、バス、モノレールをよく使っているのですが、タクシーもかなり使っているんで、タクシー関係者から話を聞いてもやはり大変ですよ。例えば急いでいるときに、西原町の自宅から県議会までタクシーを飛ばすと物すごくありがたがられるのですよ。あるいは那覇市から我が家まで帰ると物すごく喜ぶんです。こんな距離を乗るのは1日に1回あるかどうかと言ったりするんですよ。だから感謝感激されたりするので、なぜ感謝感激かと思ったらやはり1800円ぐらいの距離を乗るだけでも、物すごく喜ばれるという状況がありますので、昔はそうではなかったけれども、やはりこのごろは非常にそういう意味では、いかにタクシー業界が厳しい状況にあるかというのがわかりますので、そういうことでは少し、この独占禁止法に触れない形の知恵を考えてもらえればということ要望して終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 先ほど、月によって登録台数が違うということでしたが、登録台数の多い少ないで業者に何か負担があるのですか。

○川上好久企画部長 細かい制度すべてを消化しているわけではないのですけれども、自動車重量税については、今4月1日時点の登録をしたところで課税をするようになっているのです。これは従来は月割りがあったのですけれども、2年くらい前に。それは出たり入ったりも各県あるので、4月1日にあるところで課税をすると。そういった意味では業者にとってみればどこでも払う税金なので、それは特に負担はないだろうと思います。

恐らく増減があるのは、需要のある夏場にここで利用をして、またそうではないときは別のところで利用をしている、そういうことではないかと思います。

○新垣清涼委員 そこで、県の税収を上げるという意味でも、新規登録に関して、要するに4月1日登録時点で自動車に課税されますよね。ところが4月にはなくて7月に台数多いので、そのときに登録した台数について、例えば1台について県で100円でもいいから、1台につき100円と少し安過ぎるのですが、新規登録するときに県に何か納めるような、新しい税を地方税として、そうするとそう簡単には上げ下げできないと思うのです。要するに7月にはある会社が保有台数を100台持っているけれども、これをもうピークを過ぎて10月になると70台にしようとかということは、次に同じ車を登録するときに、例えば100円でも1000円でもかければ、そういうむやみやたらに多くはならないのではないのかなと思うのですが、それと県として新規登録するときにそういう税を設けることができるかどうかですね。

○川上好久企画部長 まず最初の御質疑ですけれども、何らかの賦課をかければ、それが月の増減がなくなるのではないかというお話でございしますが、これは絶対に不可能という話ではないでしょうが、おおむね月の増減は企業の営業戦略なのだろうと思います。それで自動車1台にかかるコストはこれほどにあっても一緒であるわけです。どこかの県で税金を払いますから、自動車税を払いますしそれから車検があれば重量税も払います。そのことによる影響はないだろうと思います。

あと2つ目の御質疑、県で税金をつくることができないか。これは原則的に申し上げれば、これはできるのだろうと思います。地方税法には法定外目的税

の規定がございますので、そのことが要件に、法定外税の目的、要件に合致すれば不可能ではないと思います。

○新垣清涼委員 先ほどからの議論の中で、観光客だけと限りませんけれども、そういう皆さんがレンタカーを主に使ってらっしゃる、CO₂も多く発生しているわけですよ。そういう意味では沖縄の環境を守る、交通状況を守るという意味でも、メーカーに対して新規登録、廃止するときには別ですけれども、その登録するときに何らかの新税を検討してみられたらどうでしょうか。

○川上好久企画部長 これは可能性が全くないわけではなくて、原則的に言うことができる、可能な話なんだと思います。ただその税をつくるときには、何のために、どういうことを根拠にしてやるか、特にこういう場合だと政策的目標、目的のために使う税という話になるので、恐らくそれを所管をする部局、例えば今環境というのであれば文化環境部で、やはりそのことを問題だということに理解をして、そういう税をつくる、あるいはまた観光サイドでそういう理屈があればやれる、そういう性格のものだと思います。

○新垣清涼委員 ぜひ観光客の総量規制という意味も含めて、私は決して1000万人が妥当だとは思ってないものですから、やはり場所によってはそういう必要があろうと、そして沖縄の環境を守るという意味で、CO₂の問題、それから先ほどの道路の設備、通行によってそれが追いつかない状況もあると思いますので、そういうのを整備する意味でも、いろんな角度からぜひ新しい税を検討していただきたいと要望して終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の陳情32件に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

次に、知事公室関係の陳情平成20年第65号外 8 件及び企画部関係の陳情平成20年第150号の審査を一括して行います。

まず、知事公室関係の陳情 9 件について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

上原良幸知事公室長。

○**上原良幸知事公室長** ただいま議題となっております知事公室所管に係る陳情につきまして、御説明いたします。

知事公室所管の陳情は継続 9 件であります。そのうち 1 件は、企画部との共管となっております。継続審議となっている 9 件につきましては、前回の処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 知事公室長の説明は終わりました。

次に、陳情平成20年第150号について、企画部企画調整統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

平良敏昭企画調整統括監。

○**平良敏昭企画調整統括監** 陳情平成20年第150号航空自衛隊那覇基地への F 15 戦闘機配備などの機能強化に反対し、那覇空港の民間専用化を求める意見書の可決を求める陳情については、前回の処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 企画調整統括監の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 継続の陳情第144号地上警戒管制レーダー、これは改めて、これまでも質疑をしていますけれども、現状はどうなっていますか。

○又吉進基地対策課長 御質疑の件は与座岳分屯地へのレーダー配備の件だと聞いておりますけれども、沖縄防衛局の説明によりますと、新レーダーの配備につきましては全国的な弾道ミサイル防衛システム整備計画を伴うものでありまして、全国4カ所で整備を進めているとのことであります。この中で航空自衛隊与座岳分屯基地におきましても、老朽化しつつある現レーダーにかえて、弾道ミサイルの警戒監視も可能なレーダーを設置する計画であり、平成21年度から整備を開始している。去る11月末に基層部分の設計業務を完了しており、レーダー施設全体は平成23年度末に整備を完了する予定であると、以上でございます。

○前田政明委員 これは処理概要で、日本の防衛力の一環と書いてありますけれども、これはもう少し詳しく御説明願います。

○又吉進基地対策課長 これも沖縄防衛局の説明でございますけれども、新レーダーにつきましては従来のレーダーと同様に、航空機を対象とした我が国の航空警戒に加えまして、我が国に飛来する弾道ミサイルを探知、追尾するための機能を有しておりまして、当該レーダーは我が国が整備を進めている弾道ミサイル防衛システムを構成する機材の1つであると、そのような説明を受けております。

○前田政明委員 この弾道ミサイル防衛システムは、仕組みとして日本の自衛隊独自のものではないですよ。アメリカと連動したものですか。

○又吉進基地対策課長 具体的にアメリカと連動という言葉は聞いておりませんが、弾道ミサイル攻撃に対して国民の生命財産を守るための純粋に防衛的な手段である、そういった説明でございました。

○前田政明委員 これは再編実施のための日米のロードマップの中に明記されていることでしたか。

○又吉進基地対策課長 これも沖縄防衛局の説明でございますけれども、いわゆる全国的なBMDシステム計画、ミサイル防衛システム計画、我が国独自の整備計画に伴うものであるということでございます。

○前田政明委員 これはどこを想定している、弾道ミサイルはどこから飛んで来るわけですか。

○又吉進基地対策課長 私どもが沖縄防衛局からいただいている資料では、どこから飛来するということは書いてございませんが、弾道ミサイルが飛来するという想定でつくられているということです。

○前田政明委員 オバマ大統領が東欧でしたか、そこに配備しようとする弾道ミサイル計画を中止していますよね。それとの関連で、同じ種類ですか。

○上原良幸知事公室長 ただいまの御質疑といいますか一連の件については、まさに安全保障という国の根幹にかかわる、そして国際関係における最重要な政治決定事項でありまして、具体的な中身について県としてきちんとした回答をできかねると。同じシステムかどうかについても県のほうでは承知しておりません。

○前田政明委員 これは核の目ということで、核戦争の場合に最初に攻撃される基地がこの弾道ミサイル防衛システムの基地なのですよね。そういう面では、アメリカの世界戦略の中の重要な一翼として日本とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約というのが、この間も本会議でやられていますけれども、極東地域をはるかに越えて全地球的な形でアメリカの核戦略の重要な一翼を担っていると。そういう面では最も危険な、ミサイル防衛どころか、それがあがるゆえに第一撃に標的になるというのが、核戦略の普通の常識だと思うのですよ。そういう面では、非常に危険なミサイル戦略基地がつくられようとしている。だから古くなった老朽化した現レーダーとかえるといようなものではなくて、非常に危険な、すなわち運命共同体というのか、もしいざという場合となると、これは沖縄県民を守るどころか、アメリカ本国そのものを守るための単なる盾にしかすぎないとなると思いますので、このところは、ぜひ私は進めるべきではないなということで指摘しておきます。

それからあと1つです。陳情第66号ですけれども、自衛隊ヘリコプターのキャ

ンプ・ハンセン内レンジ4使用に関する陳情、これは今どうなっていますか。

○又吉進基地対策課長 陳情第66号関係でございますけれども、今御質疑のレンジ4の自衛隊の使用という件につきましては、その後確認されておられません。

また、ヘリコプターの着陸については処理概要にありますように、訓練の視察研修を目的としたということで、県からは遺憾の旨申し入れたところでございますけれども、その後このような事例が発生したとは聞いておりません。

○前田政明委員 それは信頼していいのですか。

○上原良幸知事公室長 国からそういう報告を受けておりますので、当然我々としては、地元からそういう事実があるというような報告も受けていませんので、行政の立場として、信用できるかどうかということですが、もちろん信用すべきものです。

○前田政明委員 陳情平成20年第150号航空自衛隊那覇基地へのF15戦闘機配備などの機能的強化に反対し、那覇空港の民間専用化を求める意見書の可決を求める陳情ですが、私どもは以前、赤嶺衆議院議員と一緒に県議会議員団も自衛隊基地の視察をしたんですけれども、そのときにパワーポイントでいろいろ説明してもらいましたけれども、自衛隊那覇基地というものと那覇空港というものが、非常に一体化したような感じで受けているのですけれども、那覇空港と自衛隊那覇基地というのは明確に違うわけですよ。

○平良宗秀基地防災統括監 自衛隊基地は那覇空港とその周辺地域がありますけれども、その中で自衛隊が那覇空港地域を700ヘクタールぐらいだったかと思っておりますけれども、そのうちの自衛隊は200ヘクタールぐらいだったかと思っておりますが、そういった施設を有していると、あと滑走路を共同で使っているということであると思っております。

○前田政明委員 これは以前もやっているKC767ですか、自衛隊の大型給油機の配備については、その後どうなっているのですか。

○又吉進基地対策課長 KC767給油機、沖縄防衛局によりますと平成20年9月に測量調査、土質調査を完了いたしまして、平成20年の12月には設計業務を完了しているということでございます。

また、工事は平成21年2月、本年の2月に契約をして、今年度末に整備を完了する予定であると聞いております。

○前田政明委員 これはなぜ新たな工事が必要になっているのですか。

○又吉進基地対策課長 沖縄防衛局によりますと、滑走路、駐機場の整備ということで、駐機場を同機の重量に適合するような形に整備すると聞いております。

○前田政明委員 これは今のものでは耐えられないと、その重さに耐えるような形での新たな強化ですよ。

○又吉進基地対策課長 その重量等の詳細は聞いておりませんが、KC767給油機の導入に当たって整備するものであるというような説明でございます。

○前田政明委員 那覇市の具志地域、宮城地域含めて米軍嘉手納基地並みの爆音と言うのか、すごい爆音があるのですけれども、そういう面では、F15戦闘機にかわって騒音被害とか、これは知事公室ではなくて文化環境部になるのでしょうか。F15戦闘機が配備された流れの中での新たな騒音問題とか、そういうのは皆さん承知してますか。どうなっているのか。

○又吉進基地対策課長 毎年、那覇飛行場の騒音につきましては、環境部門と連携して申し入れを行っているところですが、F15戦闘機にかわったことによる騒音の増減といったことは、まだ聞いておりません。

○前田政明委員 これは、それぞれ県知事名で自衛隊にも申し入れをしていますよね。この騒音問題について。どういう申し入れをしていますか。

○又吉進基地対策課長 これは環境部門と連携しまして、やはり騒音が発生している部分があると、詳細な資料を今持っていないものですから正確にはお答えできませんけれども、所要の申し入れはしているところでございます。

○前田政明委員 本会議でも質問したんですけれども、ブルーインパルスです。13日でしたか、きのうですか、これは予定どおり行われたのですか。

○又吉進基地対策課長 実は事前に当方から周辺住民への配慮というものは申し上げたところなのですが、本日、それが実際にどうだったかという状況を自衛隊那覇基地の渉外部にお聞きしたところなのですが、渉外部がきょうは休みという、代休日ということもありまして、現時点で情報が得られておりません。情報が得られましたら、その状況は確認したいと考えております。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、前田委員から実施の有無の報告を求められ、又吉基地対策課長よりデモンストレーションフライトは予定どおり行われたとの報告がされた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

前田政明委員。

○前田政明委員 F15戦闘機は欠陥機というか、いろんな自衛隊機でも各地で部品が落下したりとかエンジンが落下したりとかいろいろあるので、そういう面では大変危険だと思います。ただやはり本来那覇空港民間専用化というのが国の立場だっと思えますけれども、そういう面では、仲井眞知事は軍民共用を是とするという前提になっているので、そこは改めてもう一回聞きますけれども、皆さんの立場、知事公室長、今の県政の立場というのは、那覇空港は民間専用化すべきだという立場ではないということに理解していいのですか。

○上原良幸知事公室長 県として日米安全保障体制というものを容認せざるを得ないという立場から、直ちに自衛隊がそこに駐留しているということ自体に反対する状況にないと認識しております。

ただこれによって住民の不安とか苦痛とかというものを生じさせることがないように、あらゆる対策を講ずるべきだというのが、これまでの県の一貫した姿勢であります。

○前田政明委員 再編実施のための日米のロードマップの中で民間空港の活用というのがありますよね。要するに非常時含めて代替というか、そういう形の流れの中で米軍嘉手納基地の問題を含めて、要するに再編実施のための日米のロードマップの内容からして、那覇空港はどういう位置づけになっているのでしょうか。

○平良宗秀基地防災統括監 今御質疑の件は、そういった民間航空施設の言及はありますけれども、具体的にどこをどうということまでの説明はありません。

○前田政明委員 再編実施のための日米のロードマップの中でありますよ。その中で当然米軍嘉手納基地との関連、米軍普天間基地との関連を含めますけれども、民間空港の利活用とその調査を含めて、要するに、はっきり言えばアメリカの戦略上、那覇空港は重要な米軍が自衛隊とともに使用する空港だとあの中で読めるのですけれども、そこは明確に再編実施のための日米のロードマップの中の民間空港その他の利活用というか、その辺の中では当然入っているのですよね。

○平良宗秀基地防災統括監 再編実施のための日米のロードマップ含めて米軍再編の中では、民間空港に言及はありますけれども、先ほどお話ししたように、どちらをどうということによって具体的な空港名を上げたり、運用方法を上げたりというのはなかったと記憶しています。

○前田政明委員 なかったではなくて、その対象にはなっているのでしょうか。

○平良宗秀基地防災統括監 これは全体的な話としてのもので、個別の話というところまでは出ていないです。

○前田政明委員 結局、再編実施のための日米のロードマップではパック3を米軍嘉手納基地に配備すると、これはもうやられていますよね。教えてください。

○平良宗秀基地防災統括監 パック3は配備されていると聞いておりません。

○前田政明委員 先ほどのMDミサイルのアメリカの核戦略の重要な核の目と、これは決して日本や沖縄を核攻撃から守るのではなくて、それを察知してアメリカ本国を守る、そのためには日本の基地はすべて盾で時間稼ぎだというのが、僕なんかしばらく原水爆禁止運動にかかわってきた者としては、アメリカの以前の核戦略、そういう面では日本列島のそばから原子力潜水艦でフロムザシーで打つと、そしたら当然迎撃としては日本の、そういう想定された米軍三沢基地だとかレーダー基地のあるところがやられると、特に沖縄もやられる

と、その間に約30間でいわゆる大陸間弾道弾でアメリカが迎撃してアメリカ本国が残るとというのが、よく言われていたんですけれども、そういう面では、米軍嘉手納基地が攻撃されたときには伊江島に逃げて、そこから逃げて行くとか、そういうのを昔読んだことがありますけれども、これはおいておいて、いずれにしろMDミサイル構想も再編実施のための日米のロードマップによってやられていると、それからパック3もやられている。わずか20キロメートルの、25キロメートルぐらいの射程距離で守れるわけではないので、それを打ち落としたり、もうすべてその下のものは、それこそ被爆して絶滅になるのですけれども。

いずれにしろいいのですけれども、そういう面では、私が言いたいことは、この日米同盟新たな安全保障条約の枠を超える同盟構想が、再編実施のための日米のロードマップの中でそういう新たな基地負担、アメリカの戦略に巻き込まれるのはどんどん進んでいると、それから民間空港の問題でも、民間船籍の問題でも、石垣島の港に地元の行政が反対する、港湾管理者の意思を無視して、国会答弁でも港湾管理者が優先するという中曽根首相当時の外務大臣の答弁も踏みにじってやるとか、そういう面ではやはりこの間の沖縄の状況を見たら、日米同盟の強化という形で非常に危険な方向に進んでいるなという気がします。

そういう面では、自衛隊那覇基地も重要な戦略基地としてF15戦闘機だけではなくて、KC767空中給油機で空中給油をします。そういう面では、アメリカとともに専守防衛ではなくてはるかかなたまで行けるような安全保障条約や日本の憲法9条を踏みにじるような形での非常に危険な動向が進んでいると思います。そういう面では、この那覇空港の民間専用化は私は何としてもやっていかなければいけない課題だなということを述べて終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 陳情第147号の八重山への自衛隊誘致及び配備に反対する陳情ですけれど、結局これは今我々の認識としては、八重山地域の与那国島には配備はできないのではないのかと思っておりますけれども、執行部はどうとらえていますか。

○上原良幸知事公室長 処理概要にも書いてございますけれども、近隣諸国に懸念を抱かせるようなことはしないで丁寧にやっていくということですので、そういう基本的な点を踏まえて、これから対応していくことになると思います。

○照屋守之委員 前田委員は今日米同盟強化ということでいろいろ論陣を張っていますけれども、私は逆に今の状況は日米同盟を、日本とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約そういうものを今の新政権は、それをなるべくそこから外して、中国も含めて我が日本というのは独自でそういう国防体制とか、そういうものをつくろうという方向に、今アメリカとの関係も含めてそう見えるのですよ。日本の国防のありようですね。だから今その段階に入っているのではないのかという認識ですけど。知事公室長どうですか。

○上原良幸知事公室長 先ほどから申し上げておりますように、国の所掌の一番重要な、国の根幹にかかわる防衛、外交、安全保障としますので、県の立場でなかなか言えませんが、いろんな論説とかを見る限りという前提で、それを前提にお話しさせていただくということであれば、これまでSACOの合意を含めて、例えばSACOの合意では約21パーセントの沖縄の基地をなくせると、もちろん米軍再編合意でも、そこで面積的には少なくなりますし人も減ると、グアム移転も含めてですけども。そういう負担軽減というものと抑止力というものをどう維持・強化するかということで、流れはそういうふうに来ていると思います。

今回、民主党政権が誕生して、そういう流れをどうするかもあれですけども、より根本的に翻って日米関係、あるいは軍事的な日米同盟関係をどうするかというような提起をするということでは、それ自体は50年になりますからいいのですけれども、それによっておっしゃるような、どちらかといったらアメリカから若干離れていくといいますか、東アジア共同体という言葉も使い始めてますので、そういうメッセージも受け取らないことはないかと、今照屋委員がおっしゃったようなのが国民大多数の考え方ではないかなと、意見といいますか、結果ではないかと思えますけれども。

○照屋守之委員 これは今の名護市辺野古への移設問題も含めて、やはり我々日本人でありながら今の政権がやっているのは、両政府の約束を破棄もしない、見直しもしない、そういう公の約束をほごにして、そういう新しい場所を探してきているということからすると、もう既に大統領も含めて、一緒に会談した内容すら大統領の考え方と総理の考え方が違うという、もうこんな国際的には話にならないようなことをやっているわけですよ。そうするとこれはどういうことかということ、アメリカには我々は頼りませんよということをもうメッセージとしてしっかり伝えているわけですよ。

中国にはあのように幹事長が何百名も引き連れて行くということからして、もう日本人は独自の国防体制、あるいは憲法改正も視野に入れているのかわからないけれど、自衛隊を位置づけするためにも、そういう戦略があつてのことなのかどうかは別にして、これは客観的に見ていくと、本当に日本の国防体制、こういうそれぞれの地域の自衛隊の配備とか云々とかというものは抜きにして、今非常にそういう岐路に立っているのではないのかという認識なんですけれど、どうですか。

○上原良幸知事公室長 岐路に立っているといたしますか、立たざるを得ないと、みずから考えようというような議論が始まるかもしれません。

○照屋守之委員 そのときに今の日本政府がアメリカとどうやっていくか、あるいは中国とどうやっていくかということなのだけども、そのときに、我々沖縄県民がどういう形で、その立ち位置というか、そういうことをやるかというのは非常に大事だと思うんですよ。

だからこういう変わり目であれば、そういう沖縄県民の立ち位置について、しっかり国の動向を見ていくと、あるいは今アメリカは日本なんか見ていません。直接中国ですよ。中国とアメリカと同盟関係を組もうという形で、今の世界戦略ありきではなくて、やがてその分担はアメリカと中国が分け合つて、世界を仕切っていくという形で、もう行動は完全にそういう形になっていますよ。

だからその中で、日本でどうやっていく、沖縄がどういう形で主張をしていて、今の政権に対してもやっていくということは非常に重要だと思うんですけどね。ただ単にそれぞれの地域がどうのこうのという問題ではなくて、世界の大枠の、アメリカが考えていること、中国が考えていることということも含めて、国を守るとか県民を守るとかということは、相当大局的に立たないと難しいと思いますけれども。いかがですか。

○上原良幸知事公室長 繰り返しますけれども、やはり日本という国がどうなるかという大きな枠組みの中で出てくる問題ですけれども、やはり沖縄というのはこういう地位といたしますか、状況におかれていますので、やはり沖縄としても国際情勢でありますとか、あるいは安全保障環境でありますとか、そういうものをかなり読み込んでいくとか蓄積しながら、沖縄としてどうしていくかと、外交安全保障に関しても仲井眞知事がよく言っておりますけれども、国の専管事項ではないと、地方自治体も言うべきだということを言っていますけれども、これから地方分権も進んでいく中で、どういうコミットの仕方があ

るかということですよ、例えば日米合同委員会、今地方自治体は参加できませんけれども、例えば道州になったときに、沖縄という道が今の県よりはるかに権限が大きくなっていると思いますから、そのときに国に対してどういうコミットができるのか、例えば沖縄道の議会で決定されたことは、直ちに国の外交交渉に上げていくルールをつくるのかです。

あと通常、普段からこういう外交に関しても、例えば基地所在の県であれば、国と協議する場をつくってもらおうと、いろんな回路をつくっていくことも考えなければならないのではないかなと、これはあくまでも構想といいますか、まだきちんとした形になっておりませんが、将来的にはそういうことも考えるべきではないかなという思いはあります。

○照屋守之委員 本当に独自の、国防とか政府間の問題にしても、これは向こうが決めることは大事なんだけど、やはり沖縄独自のそういうようなきちんとした考え方とか、あるいは逆に新政権にアメリカとの関係はどうなるのですか、あなた方中国との関係はどうなるのですか。そのために我々が、いつも沖縄がそういう前線に立って犠牲を強いるような構図は永遠に続いていくんですか、アメリカと中国が台頭して一緒にやっても、この沖縄という地域は私は余り変わらないと思いますよ。同じような形でアメリカがやってきたことをまた中国も都合のいいような形で沖縄という位置づけは、位置づけられるのではないかなという気がするのですよ。

ですから、その辺を今からどんどん問題提起をしていって、やっていかないことには、今日本とアメリカの関係は破綻状態ですよ、実質的には。これだけ大統領が直接会って、こういうような形で無視されていくと、アメリカだって黙っていませんよ。これは基本的には日米の約束を日本の都合で一方的に破っているのではないかということになっていくと、国際的にも日本の信頼は失墜しますよ。だからあのときに何で中断しないのか、見直しますからストップかけて少し待ってくださいという形で、米軍普天間基地の問題がきちんとアメリカにも、ではわかったしばらく待とうという形でやっていけばいいんだけど、全部なし崩し的に日本の都合のいいようにやってきて、アメリカの側からするとなぜなんですかということですから、ですから今の現状もそうだけでも、将来的に中国もどうなっていくということも含めて、ぜひしっかり注視しながら検討してください。以上で終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑ありませんか。

崎山嗣幸委員。

○**崎山嗣幸委員** 先ほど話が出た陳情平成20年第144号のレーダーの件なんです、このレーダーの配備については米軍の嘉手納基地に配備された迎撃ミサイルパック3があるのですが、そこはこのレーダーでキャッチした情報を米軍の嘉手納基地のものに情報提供をするということがあり得るのですか。

○**又吉進基地対策課長** これも沖縄防衛局の説明でございますけれども、今回設置されるレーダーにつきましては、イージス艦のレーダーと連動してイージス艦のレーダーで発射時をとらえ、その後新しいレーダーで捕捉するということとございまして、防衛省によりますと米軍との連携というのですか、そういったものは説明されておられません。

○**崎山嗣幸委員** これは今イージス艦から発射、イージス艦から撃墜させる弾道ミサイルに情報提供することなのだけれども、別に米軍とつながらなければ、別に沖縄に配備しなくてもイージス艦は別に今は本土のほうにレーダー配備があるところで十分ではないかと、何で沖縄にあえてイージス艦に情報提供してイージス艦から撃ち落とすようなレーダーをここで配備するのですか。

○**又吉進基地対策課長** 今の御質疑の件につきましては詳細に伺ったことはないのですけれども、防衛省の説明によりますと、我が国のミサイル防衛計画の中でイージス艦、それから地上配備レーダー、それから迎撃ミサイルパック3というものが連動しておりまして、そういうシステムの一環という説明を受けています。

○**崎山嗣幸委員** 日本のミサイル防衛の一環だと思いますが、自衛隊が沖縄にこういうレーダーを配備するというこの意味を聞いているのだけれども、イージス艦に情報提供して、イージス艦から撃ち落とさせるといっているけれども、パック3は陸上から撃墜するような、イージス艦が失敗して、地上からまたパック3で撃ち落とすという構想らしいんだけど、これはそうなると、地上からまた撃墜するようなパック3の配備というのも、沖縄に自衛隊が配備するということも想定されていることなんですか。

○**又吉進基地対策課長** 具体的な自衛隊のパック3の配備計画というのは詳細にまだ明らかにされておられませんけれども、全国4カ所にそういうパック3を

配備していくという計画が防衛大綱によって示されていたと思います。

○**崎山嗣幸委員** これは結局、レーダーを先に配備するということは、今言われるように、イージス艦からだけ撃ち落とすようなことではないと思うわけですよ。いずれ自衛隊基地のミサイル防衛の一環も含めて、私はこれあると思うのですよ。ましてや軍隊である米国につないでやるということは、やはり憲法上も抵触することだから私はこれは無理があると思うんですけど、そうすると、自衛隊が沖縄においてもミサイル防衛構想の一環として、改めて迎撃ミサイルを自衛隊基地の中に配備しようとする一環だと思うんですよ。それは何かの資料で私は見たことがあるのだけれども、それは今言われる4カ所というのは沖縄ということで特定はされてないのですか。

○**又吉進基地対策課長** 今4カ所の資料が具体的にないのですけれども、直近の防衛大綱で全国4カ所で整備を進めているというようなことが書いてあったと思います。その防衛大綱自身が政権交代によって、また見直しという形になっておりますので、具体的に詳細に決まったとは聞いておりません。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

次に、陳情第100号について、警察本部交通部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

當銘健徳交通部長。

○**当銘健徳交通部長** 公安委員会所管に係る陳情第100号県道222号線への信号機・横断歩道設置に関する陳情につきましては、継続案件であります。処理方針に変更がありませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**当間盛夫委員長** 交通部長の説明は終わりました。

これより陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

浦崎唯昭委員。

○**浦崎唯昭委員** 陳情の処理概要はそのような方針でやむを得ないだろうと思います。それで処理概要の最後で交通安全施設の設置についての規制の問題で、若干陳情と離れるかもしれませんが、横断歩道の設置が、先に交通規制課の皆さん方に申しあげましたけれども、取りつける場所ではないところについているということで確認してもらったら、そうだとすることのお話がありますけれども、それは聞いておられますか。

○**当銘健徳交通部長** 報告を受けております。

○**浦崎唯昭委員** もう1カ月以上になりますけれども、その横断歩道はずっとそのままあるのですけれども、それでそこに停止線もあるものですから、実質的なとまる場所と違って、そこに停止される車もあるのですよ。だから早目の撤去が必要だと思っているのですけれども。そういう意味では、残り続けているのですけれども、規制のあり方としていかなものかと思っているのですが。

○**当銘健徳交通部長** 今の件につきましては、公安委員会の設置したものではありませんで、那覇市の上下水道局のほうで設置しているものでありまして、今撤去するように交渉しているところでございます。

近々下水道工事の予定が入っているということで、これと合わせて撤去するという話になっているようでございます。

○浦崎唯昭委員 近々撤去とおっしゃいますけれども、もう大分経過をしております、私は3度ストップ線の中でとまっている車に注意して、ここはストップ線ではないですよと、もう少し前のほうで横断歩道ですから、規制のあり方として、下水道工事とのかかわりで撤去だということでありまして、また那覇市が設置しているということでありましてけれども、規制をするという意味では公安委員会のお仕事だと思うのですよ。そういう意味で大変運転手の皆様方に戸惑いを与えている場所になってしまっているのですよ。これはそう期間を置くことも必要ではなく、直ちに撤去するべきであろうと私は思っていますけれども。これを下水道事業と合わせて撤去したいというのは、規制のあり方の本筋から外れるのではないのかなと思うのですが。

○當銘健徳交通部長 横断歩道の表示につきましては公安委員会のやるものと、それから道路管理者がやるものの二とおりございまして、一応道路管理者がやるものにつきましては、公安委員会のほうにあらかじめ連絡をするようにという形で申し入れをやって、緊密に連絡をとって、この件に関しましては、実は公安委員会のほうとしては把握されていない部分でございましたので、今委員おっしゃるものについては早速いつまでにやるのかとか確認をして、早急にさせるように対策をとってまいりたいと考えます。

○浦崎唯昭委員 基本的に交通規制のあり方は交通部長のおっしゃるとおりだと思うのですがけれども、新しく設置をお願いする中では、なかなか要請が多くてかなうことができない中で、本当はつけていけないところについていることは、どこがつけようと規制されているのは間違いないですから、見た人は真新しくついていて白線の前でとまっているのですよ。そういう意味では下水道事業との関係とかではなくして、交通規制の本来のあり方、どこがつけようといひですよ。本来のあり方としては、これは直ちに規制を変えていくというのは大事なことでありますので、ぜひ交通工事とのかかわりもあるかもしれませんけれども、経費の問題とかもあるかもしれませんけれども、戸惑っている方はたくさんいらっしゃいますので、早目に対処方をお願いをいたします。以上です。

○當銘健徳交通部長 そのように措置をしてまいりたいと考えます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、公安委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

午後 0 時 1 分 休憩

午後 1 時 25 分 再開

○當間盛夫委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、裁決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序及び方法について協議する。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第 3 号議案及び乙第 5 号議案から乙第 7 号議案までの条例議案 4 件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案 4 件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第 3 号議案及び乙第 5 号議案から乙第 7 号議案までの条例議案 4 件は原案のとおり可決されました。

これより乙第 4 号議案沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の採決を行います。その前に意見・討論等はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 討論は、本会議で行いたいと思います。

○當間盛夫委員長 ほかにありませんか。

(「意見・討論等なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 意見・討論等なしと認めます。

以上で、意見・討論等を終結いたします。

これより乙第4号議案沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○當間盛夫委員長 挙手多数であります。

よって、乙第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第11号議案、乙第13号議案及び乙第21号議案の議決議案3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第11号議案、乙第13号議案及び乙第21号議案の議決議案3件は可決されました。

次に、甲第1号議案平成21年度沖縄県一般会計補正予算(第3号)の採決を行います。その前に意見・討論等はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 沖縄県立青少年の家指定管理料の債務負担行為補正について反対なのですが、これは社会教育施設の青年の家を指定管理にすること

は好ましくないと、またその方法もよくないと、その他の生活保護援助費だとか非常に県民生活にかかわるものについては私どもは賛成ですけれども、賛否表示する立場から、沖縄県立青少年の家指定管理料の債務負担行為が入っているということで補正予算に反対となります。

○**當間盛夫委員長** ほかにありませんか。

(「意見・討論等なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 意見・討論等なしと認めます。

以上で、意見・討論等を終結いたします。

これより甲第1号議案平成21年度沖縄県一般会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○**當間盛夫委員長** 挙手多数であります。

よって、甲第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第25号議案沖縄県教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、乙第25号議案は、これに同意することに決定いたしました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議する。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情56件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 當 間 盛 夫